

令和 5 年 5 月 30 日付け、大市会第 329 号により
送付のあった質問主意書に対する答弁書について

令和 5 年 5 月 30 日付けの質問主意書について、以下のとおり回答いたします。

(1) 退職手当について

(Q - 1)

横山市長の選挙公報には、『覚悟を持った財政改革』の項目の中に「市長報酬 40%カット・退職金ゼロ」と明記されています。

私が調べたところ、大阪市特別職報酬等審議会の答申（平成 26 年 10 月 21 日）によると市長の退職手当の改定の考え方として「民間企業においても役員に対する退職慰労金は廃止の傾向にある事も勘案し、市長への退職手当は廃止する」と明記されています。

しかしながら「ただし退職手当は報酬の後払的性格もある為、現行退職手当 4 年間分の 50%相当（1972 万 2560 円）を毎月の給料に還元する」と記載されています。

つまり、制度としての退職手当は廃止されましたが、支給金額としては退職手当の 1/2 相当額が毎月分割支給されている事になる訳で、選挙公報に記載されている「退職金ゼロ」は著しく「虚偽記載」にあたるのではないかと思うのですが、横山市長自らが提出された選挙公報ですので、市民に分かるようにご説明頂きたく存じます。

(A - 1)

特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職の職員の給与に関する条例を改正し、退職手当の廃止と給料月額の変更を行いました。条例改正以降、市長は退職手当の支給対象に含まれておらず、いわゆる退職金は市長に支給されていません。

私の任期中においても条例改正の提案をするつもりはなく、退職金ゼロが虚偽記載にあたるとは考えていません。

(Q - 2)

仮に、退職金としてはゼロであるというのであれば、復元された退職手当が毎月の支給額に上積みされている事について、どういう名目で上積み支給されているのか教えて下さい。

(A - 2)

特別職の報酬等の額については、都市機能の持続可能性や将来の有為な人材確保の面から、一定程度の水準は確保する等の基本的な考え方に加え、年間収入総額で検討することがあるべき姿であるという考え方に基づいた特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、条例改正案を提案し、市会の議決を得て、市長の退職手当を廃止し、給料月額を改定を行ったものです。

(Q - 3)

毎月の支給額を基準に、夏・冬の期末手当（ボーナス）の月数勘定の支給根拠となると思うのですが、どのような取り扱いになっているのか教えて下さい。

(A - 3)

現行の給料月額については、期末手当を含めた年間収入総額のあるべき姿を検討し、決定したものです。

したがって、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ改定を行って以降、期末手当の支給月数に変更はありません。

(2)市長の公約（議員定数の削減等）について

(Q-4)

「選挙の公約に掲げているから、まず議員定数の削減に着手する」との発言に基づいて、今回の条例改正案の様々なハレーションが起こっている訳ですが、選挙公報に記載されている「スクールカウンセラーの拡充」については、議員定数削減後の後回しでの対応という理解で良いですか？

(A-4)

スクールカウンセラーの拡充については、年々スクールカウンセラーの配置数を拡充しており、喫緊の課題として取り組んでいるところです。

(Q-5)

現在、本市における不登校の児童・生徒数の数は小・中合わせて5607人(令和3年度末現在)となっています。

これに対し、スクールカウンセラーの数は235人(令和3年度配置)。コロナ禍もあり、不登校の急増に対応できていない事が保護者の不満となって「学校は何のフォローもしてくれない」等、様々な形で苦情として聞く事も少なくありません。

橋下市長以前の対応は、「登校拒否」という呼称が使われていましたが、今ほどの人数でなかった事もあり、スクールカウンセラーも最低週1回は訪問相談が行われ、担任教諭も家庭訪問をする等、児童・生徒に寄り添う対応で復学に向けての取り組みをしてきました。

ところが不登校児童・生徒の急増に対するスクールカウンセラーの手配も「身を切る改革」のあおりを受けて十分な増員が確保できていません。

市教委に確認したところ「現在は3週間に1回以上を目標に取り組んでいる」との事で、保護者に確認したら「月に1回のペース」との事でした。

こんな状態で不登校児童・生徒に対する対応は十分であるとお考えなのでしょうか？選挙公報に示された「スクールカウンセラーの拡充」については、いつ頃・どのような形で対応して頂けるのか、時期・規模・イメージを明示してお答え下さい。

(A-5)

スクールカウンセラーの拡充については、令和4年度には29人、令和5年度には24人増員し、現在、本市のスクールカウンセラーの配置数は288人としております。

不登校児童生徒の相談につきましては、スクールカウンセラーだけでなく、中央こども相談センターの来所相談や出張相談も行っています。これらの相談事業も合わせニーズに応じてまいります。

(Q - 6)

現在、不登校になっている中学生にとっては、あと2年で卒業を迎えます。4年先の議員定数よりも優先して取り組まなければならない喫緊の課題であると思いますが、市長自身の公約実現の優先順位についてどのような思いで取り組まれるのか？

市長の公約として選挙公報に示されたものより、党の広報チラシに記載された議員定数の削減を先行着手される事は、今後の横山市長の市政運営の方向性を示す大切な課題であると考えますので、市民に分かりやすくご説明願います。

(A - 6)

本市の不登校児童生徒数は、全国と同様、年々増加しており、また、在籍者に占める不登校の割合は全国よりも高く、重要な課題であるとして認識しております。

不登校対策においては、登校という結果のみを目標とするのではなく、将来の社会的自立をめざすために、学校内外における様々な支援につなげていくことが重要であると認識しております。

本市におきましては、児童生徒の状況を適切に把握し、抱えている問題に対してより丁寧にかつ適切に支援が行えるよう、校内で情報共有するなど組織的・計画的に不登校が生じないような取組や早期発見・解決に努めることとしております。

また、不登校児童生徒の個々の状況に応じた対応として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の支援ニーズを的確に把握するとともに、学校と関係機関等とも適切に連携を図ることで、初期段階からの早期支援を図るなど効果的な支援の充実に向けて取組を進めております。

さらには、不登校児童生徒に対し、学校外の学習の場として市内3カ所に設置している教育支援センターによる支援にくわえ、令和6年度開校をめざし準備を進めている、不登校生徒を対象とする特別に編成された教育課程に基づく教育を行う中学校である心和中学校の設置など、多様な教育機会の確保に努めているところでございます。

また、不登校児童通所事業としまして、中央こども相談センター及び市内各所に通所場所(サテライト)を開設し、心理療法を用いたプログラムや体験学習や集団活動の機会を提供し、再登校を含む社会的自立を支援しております。児童生徒の活動状況については、在籍校と共有しております。

引き続き、関係機関等とも連携し、学校内外における個々の児童生徒の状況に応じた支援の充実に努めることにより、一人一人の児童生徒が自らの将来を主体的に捉えて、社会的に自立できるよう努めてまいります。

(Q-7)

維新の選挙公約では「子育て支援に関わる教育無償化」というのが公約の柱であったと理解しています。

保育料の無償化や授業料の無償化、給食費の無償化等、学校に通っている児童・生徒に対する施策ばかりが羅列されており、学校に行きたくても行けないいわゆる不登校児童・生徒に対する救済措置的なフォローはなされておりません。

止むを得ずフリースクールや学童保育等に通っている対象者は切り捨てられているのでしょうか？

教育委員会に確認してもその対象者がどこの施設でどんな日々を過ごしているのかといった経過観察も行われておらず放ったらかしの状態で義務教育課程における「義務」の部分を放棄しているような印象すら持ちます。

横山市長の子育て支援についての考え方について、その方向性をお示し下さい。

(A-7)

Q-6でもお答えしましたが、不登校対策においては、不登校が生じないような取組はもとより、登校という結果のみを目標とするのではなく、社会的に自立していけるよう、個々のニーズに応じた学校内外における様々な支援につなげることが必要であると認識しております。

不登校児童生徒の個々の状況につきましては、在籍校において児童生徒の状況をそれぞれ把握し、対応しているところでございます。

教育委員会としましては、市内3か所に設置している教育支援センターにより不登校児童生徒への学習の場を提供するとともに、学校と教育支援センター、中央こども相談センター及びサテライト等の関係機関、または民間施設を含む学校外の施設との連携に係り、不登校児童生徒が学校外で学習したり相談をしている状況に応じて、学校外の学習活動を指導要録上の「出席扱い」として認定できるよう、ガイドラインを作成し、将来の自立へつながるよう多様な教育機会の確保に努めております。

(Q-8)

私が大阪市内の学童保育所 40 か所を調べたところ、実に 33 か所で不登校児童を受け入れている実態が明らかになりました。

中には午前中から開所対応をしたり、中学校に進学しても受け入れてくれたりという施設もありますが、これらに対する公的な助成制度は確立されておらず、保護者の負担となっています。

本来であれば学校に変わる受け入れ施設としてしっかりとサポートする事が「子供に寄り添う教育行政」ではないのでしょうか？

身を切る改革で、教育・福祉の充実を公約に掲げながら大多数の児童・生徒を対象とした無償化議論ばかりが先行して、本当にサポートを必要としている対象者は放ったらかしの状態で何の支援も受けていない現状をどのように考えておられるのですか？

4年後の市会議員の定数問題を論ずる以前に着手しなければならない喫緊の課題と思うのですが、横山市長のこれらの問題に対する今後の対応について、いつまでに何をして下さるのか明確にお答えください。

(A-8)

Q-6でもお答えいたしました。不登校児童生徒に対し、学校外の学習の場として市内3カ所に設置している教育支援センターや中央こども相談センター及びサテライト等による支援にくわえ、令和6年度開校をめざし準備を進めている、不登校生徒を対象とする特別に編成された教育課程に基づく教育を行う中学校である心和中学校の設置など、多様な教育機会の確保に努めているところでございます。

引き続き、児童生徒が自らの将来を主体的に捉えて、社会的に自立できるよう取り組んでまいります。

(Q-9)

公約の中には明記されていなかったと思うのですが、吉村知事が言及されたのであえてお尋ねいたしますが、横山市長として大阪都構想の3度目の住民投票についてはどのようなご所見でおられるのか教えて下さい。

(A-9)

お尋ねの住民投票については、現在検討しておりません。

(Q-10)

次に、市会議員の防災服についてお尋ねします。

災害時等の作業服として、市役所から防災服が各市会議員に支給（貸与）されていますが、この度の選挙で維新が過半数を獲得し、新人議員が増えた事から、81人全員の防災服を新調する提案が過日の幹事長会議で示されたとの事であります。

この提案は横山市長の指示なのですか？

もし違うのであれば、誰の判断で幹事長会議で提案されたのか責任の所在を明らかにして下さい。

(Q-11)

なぜ、81人全員の防災服を新調する必要があるのか、その理由を説明して下さい。

(Q-12)

私が市会事務局に確認したところ、回収した83人分の古い防災服は廃棄処分にすると同いいましたが、事実なのでしょうか？

(Q-13)

これが身を切る改革の実態なのでしょうか？SDGsの観点で考えても極めて無駄な支出であると考えますが、どういう狙いでこのような提案をなされたのですか？

すでに業者からは見積りも入手して説明されたと聞いておりますので、どういう経緯でこのような提案に至ったのか時系列を追って説明いただきたいと存じます。

(Q-14)

行政側から本件の提案を受けて、過半数を有する第一党の維新の会からは何の異論も出されなかったと伺っております。

つまり、自らの防災服が新調される事で、古い防災服が廃棄処分になってもその事については黙認し、議員定数の削減等の目立つ部分は「身を切る改革」と声高にアナウンスしておきながら、行政提案の本件については何のチェック機能も果たしていないのであれば、議会としての機能不全に陥っているのではないですか？市長自身、本件の取り扱いについてどのような対応で臨まれるのか教えて下さい。

(A-10~14)

市会議員の防災服については、議会において協議・決定いただくものであり、首長である市長としてお答えする立場にございません。

(3)喫煙所の設置について

(Q-15)

私は地元住民の要請を受けて、令和2年からあべの橋の歩道橋下に喫煙所を設置していただくよう、区役所や環境局等と協議を重ねて参りました。

コロナ禍等の影響もあり、地元協議が進まない状況の下で、区役所からは昨年に「何とか年内には開設できるよう作業を進めます」との報告を受けましたが、秋頃になって「年内の開設は時間的に無理みたいですが、年度内の3月末までには必ず開設しますのでよろしくお願ひします」との報告をいただきました。

ところが3月に入っても一向に工事に着手するような動きはなく、開設時期についても何の報告もなかったのでお尋ねしたところ「3月末の開設も間に合わない」との事でした。

「間に合わない理由の説明」を求めても明解な理由を開示していただく事がなかったため、3月8日の予算委員会で質疑させていただきました。その後、予算市会終了後、区役所との協議の中で「選挙が終わってからで良いので、いつ開設していただけるのかキチンと調整した上で改めて報告下さい」とお伝えして選挙に突入しました。

選挙が終わって、私から「選挙前の約束の報告はいついただけますか？」と尋ねたところ「4月18日に説明に伺います」との事でした。

当日、担当課長から「今週中に関係局と調整した上で来週の週明けをメドに改めてご報告させていただきます」と言われたので「選挙前からの宿題やで！？まあ、来週お越しの際にはキチンと行程表を添えていつ開設できるのか報告してください」とお願ひをして散会しました。

4月27日(木)に副区長と担当課長が事務所に来られ行程表を示される事もなく、副区長が「誠に申し訳ありませんが開設時期については申し上げられません」と回答を拒否されました。

私から「行程表を示して開設時期を報告頂く為に来られたのではないですか？」と問うても「申し訳ありません」の一点張り。「では昨年末からの、3月末までには必ず開設します、と約束されたのは何を根拠に言われたのですか？」「申し訳ありません」の繰り返し。

結果的にはその場しのぎの都合の良い話だけ議員に伝えて放ったらかしにされた印象を持っています。

そこで改めてお尋ねします。昨年末「3月末には必ず開設します！」と約束されたのは嘘だったのですか？何を根拠にその発言に至ったのか説明して下さい。

(Q-16)

何が原因で3月末の開設が出来なくなったのか？

理由の説明もいただいておりますので、キチンとご説明下さい。

(Q-17)

私がお尋ねする前に「3月末の開設はむりである」との情報が分かっていたにも関わらず情報提供していただけなかったのはなぜですか？意図的に報告していただけなかったのはなぜですか？

(Q-18)

「3月末の開設が間に合わない」という情報について私が調べたところ、地元関係者には一切報告なり連絡されていないと伺っております。

今回の開設延期の情報提供について、もし事前に報告されたのであれば、いつ地元関係者のどなた様に誰が説明されたのか教えて下さい。

(Q-19)

このように区役所から何のフォローもしていただけない状況で、私一人が「3月末に開設されます」というアナウンスを流した為に、結果的には選挙中に「嘘つき議員」「ほら吹き議員」のレッテルを貼られました。

ある意味、役所ぐるみで落選運動を展開されたと思っています。更には横山市長就任後の対応として、行程表を示して開設時期について説明を求め、一度は了解した上で来訪されたのに「開設時期については申し上げられません」と回答を拒否されるに至っては、私自身のガマンの限界を超えてしまいました。

30余年の議員生活の中で、役所の職員にこれだけの嘘を重ねられ、コケにされるような扱いを受けた事はありません。キチンとした説明もしていただかず、挙句の果てには「3月末に開設する」という約束を反故にするだけでなく「開設時期は申し上げられません」と言われては、私の議員としてのプライドはズタズタであります。

決して横山市長の少数会派に対する議会対応だとは思いませんが、このような区役所の議会対応についてどのようなご所見をお持ちなのか？今後どのように対応していただけるのか、市長として責任ある回答を求めます。

(A-15~19)

阿倍野歩道橋下南西角への開放型喫煙所の設置に関して、阿倍野区長、環境局長から報告を受けた顛末は次のとおりです。

阿倍野区役所では、新たな喫煙所の設置に関し、令和4年度に開催した「阿倍野区路上喫煙対策検討会」でのご意見をもとに、地元の関係者との調整を行った結果、当該場所を候補地としました。

令和4年度末を目途とするスケジュールについては、環境局と調整し、本市が協力事業者から寄附を受けてきた開放型喫煙所（基礎あり）の標準的な設置スケジュールを踏まえて作成し、議員に提示したものです。

一方、令和4年8月末、阿倍野区役所・環境局が、協力事業者の提案に関し建設局と協議を行った際、安全性の観点から耐風速の考え方、基礎の施工方法などについて課題が示され、提案の再考が必要となったとのことでした。

提示したスケジュールから遅れた理由については、提案を再考する中、協力事業者において基礎の施工を前提に試掘を行うことを検討、調整したものの、結局、試掘は行わず、当該場所が地下街の上にあることなどを考慮し基礎が不要な置式開放型とする新たな提案があり、同事業者での詳細図面の作成や工法の検討、関係局での検証などに想定以上に時間を要したことによるものと報告を受けました。

次に、令和4年度末までの設置が困難となった際の阿倍野区役所の対応については、改めて、環境局、建設局と当該場所での喫煙所設置の方向性を協議・調整したうえで報告すべきものとしていた結果、議員への報告が遅れてしまったとのことでした。

なお、令和4年度末を目途とする設置スケジュールについて、阿倍野区役所から地元関係者には共有していないとのことでした。

以上、議員に提示したスケジュールに遅れが生じるとともに、必要な説明ができていなかった点については、既に、阿倍野区長が市会の場でも陳謝しているところです。今後のスケジュールにつきましては、これまでの経過から、協力事業者での修正対応や関係局の検証等に要する期間を正確に見積もることは困難であるため、設置の目途がついた時点で速やかに報告することとしています。

令和5年4月に阿倍野区職員が訪問した際に、「開設時期については申し上げられません」とお答えした点につきましては、上記のとおり期間を正確に見積もることが困難であるとの理由を付し、開設時期を申し上げることができない旨を説明させていただいたとの報告を受けております。

今後は、関係局区がしっかりと連携し、丁寧に進捗報告を行うよう指示しましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(Q-20)

喫煙所については、2025年(令和7年)1月の「市域全域における路上喫煙の防止に関する条例」の施行までに120か所の設置が条件となっており、3月8日の委員会質疑でも環境局長に確認させていただいたところですが、もし仮に設置が間に合わなければ条例実施の先送りを含めて対応していただけるのでしょうか？

横山市長の決意の程をお聞かせ下さい。

(A-20)

令和7年1月の市内全域での路上喫煙禁止に向けて、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備を進めるため、これまでから、路上喫煙対策委員会において議論を重ねていただくとともに、代表区長と環境局からなる喫煙所整備推進チームが中心となって、区役所と関係局が連携して喫煙所整備に向けて検討を進めています。

現在、今年度に整備する喫煙所候補地の確定に向けて作業を行っています。

また、民間事業者の方々に対する補助制度を創設し、4月27日より申請を受け付けています。一般に開放していただける喫煙所を新たに整備していただく場合や、既存喫煙所を改修する場合にご活用いただけるもので、その周知に努めているところです。

喫煙所の整備については、設置にあたっての関係先との調整・協議や設計・施工など多くの作業を要しますが、万博開催までの限られた時間のなか、120か所の喫煙所を確保し、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備に鋭意取り組んでまいります。